

令和5年4月20日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英 俊

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得(令和5年3月29日)」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品 名 、 規 格 、 単 位 、 数 量
燃料貯蔵検査(航空タービン燃料, Jet A-1) 別紙第1内訳書のとおり

(2) 納 期 別紙第1内訳書のとおり

(3) 納 地 別紙第1内訳書のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5年度有効の全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」「A」、「B」又は「C」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年5月23日(火) 10時30分

(2) 場 所 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

5 落札決定方法

(1) 単価により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、同額の場合は抽選とする。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、単価契約に関する特約条項を付する。

9 その他

(1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(2) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

(イ) 送付期限

令和5年5月22日（月）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
 - a 入札書は、「燃料貯蔵検査（航空タービン燃料，J e t A - 1）」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
 - b 上記 a の入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて配達が可能である郵便又はメール便にて送付する。
- (イ) 到着の確認
 - 郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (3) 再度入札
 - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 郵便による入札者がいる場合
 - (ア) 再度入札の実施日時
 - 令和 5 年 5 月 2 6 日（金） 1 3 時 3 0 分
 - (イ) 郵便入札の要領
 - a 送付期限
 - 令和 5 年 5 月 2 5 日（木） 1 7 時 0 0 分（必着）
 - b その他の要領
 - 初度の入札と同様
- (4) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。（F A X 可）
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (6) 入札に関する問い合わせ先
 - ア 物品及び仕様等に関する事項
 - 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：佐藤）
 - 電話 0 1 2 3 - 3 6 - 8 6 1 1（内線 5 3 4 2）
- (7) 公告掲示場所
 - ア 掲示板
 - (ア) 島松駐屯地
 - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
 - イ 北海道補給処ホームページ
 - <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (8) 公告掲示期間
 - 令和 5 年 4 月 2 0 日～令和 5 年 5 月 2 3 日

内訳書

No.	品名	規格	単位	予定数量		納地	納期
				納地別	合計		
1	燃料貯蔵検査（航空タービン燃料, Jet A-1）	仕様書及び調達要領指定書のとおり	ST	5	30	早来分屯地	令和5年6月30日 ～ 令和6年3月29日
				25		近文台分屯地	

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

調達要求番号：3MCQICL0001

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
燃料貯蔵検査	NQ-K100029K	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作成	平成19年 4月16日
	変更	令和 4年 9月27日
	作成部隊等名	北海道補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊各駐（分）屯地において保管する、燃料の貯蔵検査の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

貯蔵検査

この仕様書で定めた検査項目に基づき、契約の相手方の検査施設において検査することをいう。

1.2.2

検査試料

貯蔵検査のため、各駐（分）屯地において保管する燃料の一部を採取したものをいう。

1.2.3

各試料単位

各駐（分）屯地から提出された検査試料1個単位をいう。

1.3 検査対象燃料

検査対象燃料は、表1による。

表1-検査対象燃料

品名	注記
自動車ガソリン2号	JIS K 2202の2号のもの。
航空タービン燃料JP-4	広沸点範囲ガソリン形
航空タービン燃料Jet A-1	低析出点灯油形
軽油2号	JIS K 2204の2号のもの。
軽油4号	JIS K 2204の特3号のもの。

1.4 検査の呼び方

検査の呼び方は、仕様書の名称及び検査対象燃料の品名による。

例 燃料貯蔵検査，自動車ガソリン2号

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS K 2202

自動車ガソリン

J I S K 2 2 0 4	軽油
J I S K 2 2 4 9 - 1	原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
J I S K 2 2 4 9 - 2	原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
J I S K 2 2 4 9 - 3	原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法
J I S K 2 2 4 9 - 4	原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表
J I S K 2 2 5 4	石油製品－蒸留試験方法
J I S K 2 2 5 8 - 1	原油及び石油製品－蒸気圧の求め方－第1部：リード法
J I S K 2 2 5 8 - 2	原油及び石油製品－蒸気圧の求め方－第2部：3回膨張法
J I S K 2 2 6 1	石油製品－自動車ガソリン及び航空燃料油－実在ガム試験方法－噴射蒸発法
J I S K 2 2 6 5 - 1	引火点の求め方－第1部：タグ密閉法
J I S K 2 2 6 5 - 3	引火点の求め方－第3部：ペンスキーマルテンス密閉法
J I S K 2 2 6 9	原油及び石油製品の流動点並びに石油製品曇り点試験方法
J I S K 2 2 7 0 - 1	原油及び石油製品－残留炭素分の求め方－第1部：コンラドソン法
J I S K 2 2 7 0 - 2	原油及び石油製品－残留炭素分の求め方－第2部：マイクロ法
J I S K 2 2 7 6	石油製品－航空燃料油試験方法
J I S K 2 2 8 3	原油及び石油製品－動粘度試験方法及び粘度指数算出方法
J I S K 2 2 8 7	ガソリン－酸化安定度試験方法－誘導期間法
J I S K 2 2 8 8	石油製品－軽油－目詰まり点試験方法
J I S K 2 5 1 3	石油製品－銅板腐食試験方法
J I S K 2 5 4 1 - 1	原油及び石油製品－硫黄分試験方法 第1部：酸水素炎燃焼式ジメチルスルホナゾⅢ滴定法
J I S K 2 5 4 1 - 2	原油及び石油製品－硫黄分試験方法 第2部：微量電量滴定式酸化法
J I S K 2 5 4 1 - 6	原油及び石油製品－硫黄分試験方法－第6部：紫外蛍光法
J I S K 2 5 4 1 - 7	原油及び石油製品－硫黄分試験方法 第7部：波長分散蛍光X線法（検量線法）
J I S K 2 5 8 0	石油製品－色試験方法

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 貯蔵検査に関する要求

2.1 一般的要求事項

貯蔵検査は、調達要領指定書によって指定された燃料について、表3の検査項目について測定し、品質の総合評価を実施する。

2.2 検査試料

検査試料は、調達要領指定書によって指定された北海道補給処燃料支処から提出される表1の燃料とし、官給する。

2.3 検査項目・試験方法

検査項目及び試験方法は、表3による。

2.4 検査の時期

契約の相手方は、検査の時期について、契約締結後速やかに官側と協議を行う。

2.5 検査試料の採取・運搬

検査試料の採取は、官側が実施し、燃料貯蔵検査用試料運搬容器（以下、“運搬容器”という。）に納め、契約の相手方が運搬容器を受領し、検査施設まで運搬を実施する。

2.6 検査結果の報告

検査結果の報告は、表2の提出時期に表3の様式によって実施する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 官給品

官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、各試料単位ごとの4 L以下の検査試料、試料容器及び運搬容器とする。

なお、試料容器、運搬容器及び受領時から未開封の試料は、検査終了後速やかに、提出された北海道補給処近文台又は早来燃料支処に返納するものとする。ただし、検査後の試料容器の残油については、契約の相手方において処分を実施する。

4.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

表2-提出書類

提出書類	提出先	部数	提出時期
作業工程表	北海道補給処 該当燃料支処	1	契約後速やかに
受領書		1	検査試料、試料容器及び運搬容器の受領時（官側が準備）
返品書	北海道補給処 該当燃料支処	1	試料容器、運搬容器などの返納時（官側が準備）
検査結果報告書	北海道補給処 該当燃料支処	1	1 検査結果の総合評価が“使用上問題なし”の場合は、検査試料受領後15日以内
	契約担当官等	1	2 検査結果の総合評価が“使用を控える”の場合は、検査終了後速やかに

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、すべてGLT-CG-Z000001の8.3による。

表 3-検査結果の報告

検査結果報告書 (自動車ガソリン 2号)

試料採取 駐(分)屯地		試料 採取年月日		受領 試料量		使用 試料量	
試料番号		製造年月日					

番号	検査項目	規格	試験結果	試験方法	部分合否
1	外観	清澄		目視	
2	色相	オレンジ系色		目視	
3	密度 (15 °C, g/cm ³)	0.783以下		JIS K 2249-1, -2又は-3	
4	蒸気圧 (37.8 °C) kPa	44以上78以下		JIS K 2258-1 又は-2	
5	実在ガム (mg/100 ml)	5.0以下		JIS K 2261	
6	酸化安定度 min	240以上		JIS K 2287	
7	銅板腐食 (100 °C, 30分)	1以下		JIS K 2513	
8	蒸留 性 状	10 % 留出温度 °C	70以下	JIS K 2254	
		50 % 留出温度 °C	75以上110以下		
		90 % 留出温度 °C	180以下		
		終点 °C	220以下		
		残油量 容量%	2.0以下		
総合 評価	1 使用上問題なし		検査実施日		
	2 使用を控える		事業所名 : 代表者名 : 検査実施担当者名 :	印 印	

表 3-検査結果の報告 (続き)

検査結果報告書 (航空タービン燃料 J P - 4)

試料採取 駐(分)屯地		試料 採取年月日		受領 試料量		使用 試料量	
試料番号		製造年月日					

番号	検査項目	規格	試験結果	試験方法	部分合否
1	外観	清澄透明で不溶解の水, 沈殿物及び浮遊物がな いこと		目視	
2	色相	記録		JIS K 2580	
3	密度 (15 °C, g/cm ³)	0.751~0.802		JIS K 2249-1, -2, -3又は-4	
4	実在ガム (mg/100 ml)	7.0以下		JIS K 2261	
5	蒸留 性 状	初留点 °C	記録	JIS K 2254	
		10 % 留出温度 °C	記録		
		20 % 留出温度 °C	100以上		
		50 % 留出温度 °C	125以上		
		90 % 留出温度 °C	記録		
		終点 °C	270以下		
		残油量 容量%	1.5以下		
	減失量 容量%	1.5以下			
6	銅板腐食 (100 °C, 2 h)	1 以下		JIS K 2513	
7	析出点 °C	-58以下		JIS K 2276	
8	酸価 mg KOH/g	0.015 以下		JIS K 2276	
9	蒸気圧 (37.8 °C) kPa	14~21		JIS K 2258-1 又は-2	
10	水溶解度 (界面状態)	1b 以下		JIS K 2276	
11	微粒きよう雑物 mg/L	1.0 以下		JIS K 2276	
12	導電率 pS/m	150~600		JIS K 2276	
総合 評価	1 使用上問題なし		検査実施日		
	2 使用を控える		事業所名 : 代表者名 : 検査実施担当者名 :		印 印

表 3-検査結果の報告 (続き)

検査結果報告書 (航空タービン燃料 Jet A-1)

試料採取 駐(分)屯地		試料 採取年月日		受領 試料量		使用 試料量	
試料番号		製造年月日					

番号	検査項目	規格	試験結果	試験方法	部分合否
1	外観	清澄		JIS K 2276	
2	色相	記録		JIS K 2580	
3	密度 (15 °C, kg/m ³)	775.0~840.0		JIS K 2249-1 又は-2	
4	実在ガム (mg/100 ml)	7.0以下		JIS K 2261	
5	蒸留性 状	初留点 °C	記録	JIS K 2254	
		10 % 留出温度 °C	205.0以下		
		50 % 留出温度 °C	記録		
		90 % 留出温度 °C	記録		
		終点 °C	300.0以下		
		残油量 容量%	1.5以下		
		減失量 容量%	1.5以下		
6	銅板腐食 (100 °C, 2 h)	1 以下		JIS K 2513	
7	析出点 °C	-47.0以下		JIS K 2276	
8	酸価 mg KOH/g	0.015 以下		JIS K 2276	
9	微粒子よう雑物 mg/L	1.0以下		JIS K 2276	
10	導電率 pS/m	50~600		JIS K 2276	
11	引火点 °C	40.0以上		JIS K 2265-1	
12	熱安定度	試験温度 °C	260以上	JIS K 2276	
		フィルター差圧 kPa	3.3以下		
		管堆積度 (目視)	3未滴で孔雀模様や異常色相堆積物なし		
総合評価	1 使用上問題なし		検査実施日		
	2 使用を控える		事業所名 : 代表者名 : 検査実施担当者名 :	印 印	

表 3-検査結果の報告 (続き)

検査結果報告書 (軽油 2号)

試料採取 駐(分)屯地		試料 採取年月日		受領 試料量		使用 試料量	
試料番号		製造年月日					

番号	検査項目	規格	試験結果	試験方法	部分合否
1	外観	清澄		目視	
2	色相	記録		JIS K 2580	
3	密度 (15 °C, g/cm ³)	0.86以下		JIS K 2249-1, -2, -3又は-4	
4	引火点 °C	50以上		JIS K 2265-3	
5	蒸留性状 90%留出温度 °C	350以下		JIS K 2254	
6	硫黄分 質量%	0.0010以下		JIS K 2541-1, -2, -6又は-7	
7	流動点又は目詰まり点 °C	流動点 -7.5以下		JIS K 2269	
		目詰まり点 -5以下		JIS K 2288	
8	10%残油の残留炭素分 質量%	0.1以下		JIS K 2270-1 又は-2	
9	動粘度 (30 °C) mm ² /s	2.5以上		JIS K 2283	
総合 評価	1 使用上問題なし 2 使用を控える	検査実施日			
		事業所名 :			
		代表者名 :		印	
		検査実施担当者名 :		印	

表 3-検査結果の報告 (続き)

検査結果報告書 (軽油 4号)

試料採取 駐(分)屯地		試料 採取年月日		受領 試料量		使用 試料量	
試料番号		製造年月日					

番号	検査項目	規格	試験結果	試験方法	部分合否
1	外観	清澄		目視	
2	色相	記録		JIS K 2580	
3	密度 (15 °C, g/cm ³)	0.86以下		JIS K 2249-1, -2, -3又は-4	
4	引火点 °C	45以上		JIS K 2265-3	
5	蒸留性状 90%留出温度 °C	330以下		JIS K 2254	
6	硫黄分 質量%	0.0010以下		JIS K 2541-1, -2, -6又は-7	
7	流動点又は目詰まり点 °C	流動点 -30以下		JIS K 2269	
		目詰まり点-19以下		JIS K 2288	
8	10%残油の残留炭素分 質量%	0.1以下		JIS K 2270-1 又は-2	
9	動粘度 (30 °C) mm ² /s	1.7以上		JIS K 2283	
総合 評価	1 使用上問題なし		検査実施日		
	2 使用を控える		事業所名 :		
			代表者名 :	印	
			検査実施担当者名 :	印	

調達要領指定書	発 簡 番 号	0001
	調 達 要 求 番 号	3MCQ1CL0001
	調 達 要 求 年 月 日	令和5年4月11日
	作 成 部 隊	装備計画部 需品課
	作 成 年 月 日	令和5年4月3日
品 名	燃料貯蔵検査（航空タービン燃料， J e t A - 1 ）	
仕 様 書 番 号	NQ-K100029K	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

1.3 検査対象燃料

検査対象燃料の品名は，“燃料貯蔵検査（航空タービン燃料， J e t A - 1 ）”とする。

2.2 検査試料

a) 検査試料は、陸上自衛隊北海道補給処早来燃料支処及び近文台燃料支処から官給する。

1) 近文台燃料支処

〒 070-0821

旭川市宇近文5線2号

電話番号：（0166）51-6031 内線（6332）

2) 早来燃料支処

〒 059-1503

勇払郡安平町東早来番外地

電話番号：（0145）22-2505 内線（235）

b) 検査予定件数は、次によるものとし、契約の相手方は、検査件数及び試料受領日などについて、該当各燃料支処と調整する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
近文台	0	0	0	4	0	4	3	1	3	3	5	2	25
早 来	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5
計	0	0	0	4	0	4	3	6	3	3	5	2	30

注記 検査予定件数は、あくまで予定であり、実際の件数は増減あり。

2.6 検査結果の報告

表3の“検査結果報告書（航空タービン燃料 J e t A - 1 ）”中、引火点の規格“40.0以上”を“38.0以上”に改める。